

第3回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第3回村上市子ども・子育て会議
日時	平成26年1月29日（水）午後2時30分～午後5時09分
会場	村上市役所本庁5階第5会議室
出席者	<p>委員：11人（仲委員長、磯部委員、今井委員、遠藤委員、加藤委員、楠田委員、相馬委員、遠山委員、富樫委員、樋木委員、細野委員）</p> <p>-----</p> <p>欠席委員：本間副委員長、石田委員、高橋栄子委員、高橋陽子委員</p> <p>-----</p> <p>事務局：斎藤福祉課長、林保健医療課長、板垣学校教育課長、木村荒川支所地域福祉課長、横山朝日支所地域福祉課長、齋藤山北支所地域福祉課長、大滝福祉課課長補佐、布施福祉課子育て支援室副参事、渡邊福祉課子育て支援室係長、菅原保健医療課課長補佐、小田学校教育課教育総務室副参事、木村生涯学習課課長補佐、プライムテック株式会社 内山 友田</p>

会議録	
1	<p>開会</p> <p>斎藤課長：ただいまから第3回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。</p> <p>本日は、皆様におかれましてはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>お手元の会議次第の日程2、仲委員長からご挨拶をお願いします。</p>
2	<p>委員長あいさつ</p> <p>仲委員長：本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。年が改まり第3回目の子ども・子育て会議をはじめさせていただきます。</p> <p>本日は、村上市子ども・子育て支援事業計画骨子案のイメージについて、次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検評価について、教育・保育提供区域の設定について、ニーズ調査の集計結果についての4つの議事を予定しております。加えて、認可外保育施設の利用状況調査についての報告がございます。どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>斎藤課長：本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料確認</p>
3	<p>委嘱状の交付</p> <p>仲委員長：本日は、第3回目の委員会ですが、交代された委員がいらっしゃいますので、交代委員に対しまして委嘱状の交付をお願いします。</p> <p>斎藤課長：交代された委員は、村上市民生委員児童委員協議会連合会会長が昨年12月1日付けで、民生委員児童委員の一斉改選に伴い交代がありましたので、本日お配りしました委員名簿の6番</p>

目、佐藤芳男委員に代わり楠田 正氏に残任期間、本会議の委員として委嘱するものでございます。交代されました楠田委員におかれましては、ご多忙のところご快諾いただきましたことに深く感謝申し上げます。委嘱状につきましては、机上配付とさせていただきますのでご了承願います。それでは、楠田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

楠田委員：楠田正と申します。村上市肴町に住んでおります。この資料を福祉課からいただき、10年前の次世代育成支援対策推進法が制定された年から行政で取組が始まって、第2回の本会議の資料でニーズ調査票がありましたが、実は私、その当時の担当でした。また、この度、前回の計画から引き継いで、今般の子ども・子育て会議が作られたと思いますが、10年ぶりにまたこういうところで一緒に計画策定に関われることを不思議な縁に思っております。皆さん2回やっております。早く皆さんのレベルに追い付いて、私も意見を出して行けるようなところまで早く追いつきたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

4 議事

委員長：日程4議事に移ります。

本日は、委員15人中、11人のご出席をいただいております。

村上市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により会が成立していることを報告いたします。

それでは、議事の1番目「村上市子ども・子育て支援事業計画骨子案のイメージについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

大滝課長補佐：この計画は、子ども・子育て支援法第61条で国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量とそれに対応する提供体制の確保の内容やその実施時期について定めることとなっています。

この計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要です。そこで、計画策定に当たりニーズ調査を実施して、この後の議題にも有りますが、ニーズ調査結果を踏まえて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。具体的には、計画策定作業は平成26年4月以降、子ども・子育て会議の皆様のご意見を聴きながら作成していくこととなりますが、今後、量の見込みに対する確保方策を取りまとめて、計画に反映させることとなります。

ここに示したものは、あくまでもイメージであり、このとおりの決定ということではありませんが、子ども・子育て支援法で、計画に盛り込まなければならない事項について定めてありますので、その全体構成についての概略を説明します。

(資料No2に沿って説明)

ここには記載していないが、計画の推進ということで、市内の関係機関と連携して、多くの方の意見を取り入れながら横断的な施策に取り組むとともに、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応していく旨を盛り込む必要があります。場合によっては、計画の見直し、変更についても委員

の皆様のご意見を頂戴しながら計画の変更等も将来的にはあり得るということになるかと思えます。また、計画の進捗管理、設定した目標を達成しているかどうかについても記載していきたい。

以上、ここに示したイメージで計画を作成してまいりたいと考えています。

委員長：ありがとうございました。国の新しい子ども・子育て支援の法律に基づいて、こういう支援事業計画を立てることになりまして、なかなか多岐にわたっていてこれを作っていくのはなかなか大変な作業だと思います。今、事務局から村上市の今後の子ども・子育て支援事業計画のイメージを示していただきました。私たちの子ども・子育て会議も国が示した新しい子ども・子育て支援の取組の一つですが、この会議で最初の肉付けを行っていくこととなります。早速今日の会議の中でも、教育・保育提供区域の設定等、なかなか責任重大な議題もございますが、ただ今の説明についてご意見ご質問等がございましたらお願いします。

斎藤課長：委員の皆様にお話ししたいと思います。基本理念、基本目標の設定について、ただ今大滝からイメージについて説明いたしました。次世代育成支援行動計画策定時には、委員の皆様からご提案をいただき、数点に絞り込みをして「子育てを みんなで支えるまちづくり」に決定したという経緯があります。

今回も次世代と同様の方法にするのか、あるいは、ある程度、市役所内部の各担当職員で構成する作業部会の面々の意見を集約したものを、事務局案としてこの会議にご提案をしてご議論をいただく形がいいのか、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

委員長：確認ですが、次世代の「子育てを みんなで支えるまちづくり」というキャッチフレーズですね、これをどのような形で定めていくか、事務局にお願いしてその中で作って選ぶのか、あるいは、市民の中から求めるということでしょうか。

斎藤課長：事務局の案としては、作業部会がありますので、そこで何点か候補を挙げさせていただき、委員の皆様そこから選定していただくということを考えております。そういうやり方がいいかどうかも含めてお願いできればと思います。

委員長：今後、こうした形で公開されることになる理念ですね、「子育てを みんなで支えるまちづくり」というのがこれまでの理念でしたが、今後の新しい理念について事務局から、作業部会がありますので、案を出していただいてそれをこの会議で判断するということではどうかとのご提案がありました。何かほかにご提案がございますでしょうか。

磯部委員：質問ですが、3ページの第4章、計画の基本的な考え方～基本理念のことを言っているのですよね。この部分を考えるということですね。ここに書いてあるのは次世代育成支援行動計画の基本理念、「子育てをみんなで支えるまちづくり」があって、7つの基本目標もありますが、この部分を、子ども・子育て支援事業計画として新しくこれに代わるものを載せるということですね。

斎藤課長：はい、そのとおりです。

大滝課長補佐：あくまでも、3ページに掲げてある基本理念については、現行の次世代育成支援行動計画の基本理念を参考に載せたものであります。これらも考慮した上で今後の新しい計画について基本理念を掲げていくものであります。

委員長：磯部委員の質問は、「子育てをみんなで支えるまちづくり」の部分を挙げていただいたんですけども、基本目標等も含むものなのかということなんでしょうか。

磯部委員：はい、それも含めてですよね。新しくするというのは。あくまでもここに載っている7つの基本目標というのは、新しいものではないですよ。基本目標も考えるとなれば新しいものを作っていかなければならないということですよ。

委員長：事務局よろしいでしょうか。

斎藤課長：はい。

相馬委員：次世代育成支援事業でも、「子育てをみんなで支えるまちづくり」を決めるにあたって、同じ手法でやりました。広く市民に愛されるようなイメージ作りをするには、市民の皆さんの意見を聴いた方がいいと思います。そのやり方や集計の仕方については私には分かりませんが、インターネットの時代ですからインターネットで応募するという方法もあるでしょうし、これから私たちがやらなければいけないイメージをもっと分かりやすく市報に載せて、そういう言葉を募集したいんだということを広く市民に訴えかけた方が、今後もっと市民からの意見をもらったりするときに非常に浸透していくんじゃないかと思います。私たちは市民の代表で来ているけれども、主役は市民なんだということを伝えるためにも、メッセージになるのではないかと考えています。どうでしょうか、難しいでしょうか。

斎藤課長：貴重なご意見、大変ありがとうございます。その辺も含めて委員の皆さんから意見を頂戴したいというのが本音です。広く市民に分かりやすく、市民の皆さんから応募という形が取れるかどうか事務局内部でも検討させていただきたいと思います。

委員長：例えば、市民から理念を公募して、この子ども・子育て会議の中で審議して、この会議にも市民の代表が加わっていますので、ここで決定をするということもあるということですね。

いかがでしょうか、事務局案とは別に市民公募で新しい理念を求める方が浸透するというご意見をいただきましたが。

加藤委員：賛成です。

楠田委員：あまりよく分からないのですが、一般的に基本理念というのは、これこれああしてこうしてという基本的な考え方を述べていくというものであり、ここでいうのは、そういった基本理念のキャッチフレーズと言いますかそういうふうに捉えていますか、違いますか。文章表現で流れていくものが基本理念で示していくものであり、ここでいう「子育てをみんなで支えるまちづくり」というのは、基本理念のキャッチフレーズではないでしょうか。

斎藤課長：次世代育成の「子育てをみんなで支えるまちづくり」というのは、キャッチフレーズです。そのほかのそれぞれの7つの基本目標については、それぞれの分野の目標ということで掲げたものです。今回の子ども・子育て支援事業計画についてもそういう考え方で、7つになるのかいくつになるのか分かりませんが、基本目標を設定していくことしたいと考えております。

委員長：楠田委員のご質問は、理念というものは文章で書かれるもので、キャッチフレーズの部分を市民から求めるということではないかという確認ですよね。

楠田委員：そのとおりです。

委員長：キャッチフレーズの部分を新たに市民に考えていただくとか、事務局で挙げてもらうとかという理解でよろしいですね。

楠田委員：相馬委員の意見に賛成です。

遠藤委員：この次世代育成支援行動計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定は受けていない、26年度までのものなんですよね。これを今度、法律によって新たに27年度以降の計画を作成すると。でも、現実的に似たような計画ができるわけですよね。26年度までの後期計画を評価して、それを受けないと市民だって何も分からないわけですよね。新たな法だって認識できない。そういうものを全く認識のない中でいくら市民の参加を呼びかけるといっても、なかなか難しいと思います。やはり、事務局できちんと評価を踏まえて、どこの部分から市民に参加していただくのか、そのメリハリというか、ステップを置いて市民のオープンな参加を求められたらいかがでしょうか。

委員長：ただ今、遠藤委員から次世代育成支援行動計画ですけれども、これも全体のイメージが分からないうちに募集しても市民が戸惑ってしまうだろう。というご意見をいただきました。募集をかけるとしたらその時期は、計画の肉付けをもう少しした後とか、どういう時期になる予定でしょうか。

大滝課長補佐：この計画は、概ね今年の9月くらいまでには、大方できていないとこの先のスケジュールは厳しいものがあります。10月以降は、27年度から村上市として行う事業の準備をしなければならないために、9月あるいは10月くらいまでには大方、計画ができていないといけません。このため、キャッチフレーズ等につきましてもそのころには欲しいところです。

委員長：我々委員の意見から、こういうものは一般に公募したい。公募するにあたっては、市民にもどういう計画になっているのかというイメージを伝えて公募していただきたいという要望が出ましたが。そして事務局から、来年度の9月くらいには……。その時にはキャッチフレーズも含めてできていなければいけないわけですよね。

木村課長：遠藤委員がおっしゃることももっともなことです。何をしなければならないかという部分は、事務局の方で骨子を作らなければならないし、それに対しても市民に意見を求めなければなりません。当然その時にパブリックコメントということが必要になってきますので、パブリックコメントの募集と一緒にキャッチフレーズの募集も行えばイメージ的にも市民に広く伝わるのではないかと思いますので、できればその方向で検討させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

委員長：今、パブリックコメントの形でそもそも計画の基本的な理念の部分についても市民の意見を募集すると同時にキャッチフレーズも募集をかけるということですがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長：では、木村課長からご提案いただきましたが、計画の基本的な部分や理念について意見を求めると同時にキャッチフレーズも募集するということが本会議の提案としたいと思います。

委員長：次に、議事の2番目「次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検評価について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

布施副参事：次世代育成支援行動計画（後期計画）の点検評価についてご説明いたします。

次世代育成支援対策推進法に基づき、合併前の旧市町村により平成17年度から21年度の次世代育成支援行動計画（前期計画）を定め、合併後、平成21年度に22年度から26年度までの後期計画を策定いたしました。今回の資料として送付させていただきました黄緑色の表紙の冊子です。この45ページの第4章行動計画につきまして、点検評価をいたしました。

資料No3をご覧ください。2枚目から、行動計画について平成21年度策定時の現状及び目標と平成24年度実績、平成25年度実績見込み、平成26年度目標に対する評価、平成26年度目標これは、平成21年度策定時のものです。一部、修正させていただいたものがあります。右端に、関係課で評価した結果を記入しております。左端のNoは、後期計画の冊子の47ページから、事業ごとに順番を振らせていただいたもので、順番に記入してあります。

評価の内容につきましては、平成21年度策定当時に目標としたものを超えて達成したものを「大幅達成」、ほぼ目標どおりであったものを「達成」、平成26年度に新規の事業を行い達成する予定のもの「達成見込」、数値としては達成していないが、目的には達成したと思うものを「概ね達成」といたしました。これについては、児童数の減少等により、目標に達しなかったものです。いくつかの目標のうち、一部のみ達成したものを「一部達成」といたしました。ほとんど事業を行っていないものを「未達成」としました。

平成21年度当時、平成20年4月に合併し、各支所それぞれ独自の事業が多くあり、その後事業を見直したものが、「廃止」や「事業内容変更」となったものがありました。

それぞれの項目につきましては、ご覧いただくことで説明は省略させていただきます。

資料No3の最後に平成25年3月1日の市報の写しを入れてありますが、これは、平成24年度に「村上市次世代育成支援行動計画」について、外部の評価委員会を設置し、計画の進捗状況等に市民の声を反映させるため、計画内容を評価いただいた報告を市報に掲載したものです。今回示しました行動計画と同様に、平成21年度実績、22年度実績、23年度実績をお示しし、計画の進捗状況等について、ご意見、ご要望をいただきました。委員から、要望がありました内容をまとめたものが、この報告となっています。

後期計画の35ページから38ページに、前期計画の評価の内容が記載されていますが、「村上市次世代育成支援行動計画」の評価を、子ども・子育て支援事業計画に反映させる予定となっています。

委員長：外部評価委員会というものは、24年度の評価1回ですか。

布施副参事：24年度に評価をしまして、本年度はまだ評価はしていただいていませんが、今年度、来年度併せて子ども・子育て会議で評価をしていただくということになると思いますので、評価委員会としては、24年度1回のみです。

委員長：では、こうした評価をこの会議の場でこの委員の中で出していくということによろしいのでしょうか。

布施副参事：個別の評価が必要かどうかについてはまたご検討をいただくことになるかとは思いますが、全体としての評価をお願いします。

委員長：前期評価の内容については、この冊子の中にありますが、後期の評価として同じように載せるので、その評価をするのはこの場であるということですね。

布施副参事：今日という意味ではなくて、この会議の委員の方々に評価をしていただくということです。

委員長：それでは今日我々が審議することはどういうことをすればよろしいでしょうか。

布施副参事：私どもの方で、関係課で内部評価をさせていただいた結果このような状況になっていますが、こういう評価の仕方での今回の評価としてよろしいかどうかの確認をさせていただきたいと思っています。

委員長：内容が多岐にわたっていますが、内部評価の形で出てまいりました。こういう形で評価していったって差し支えないかということも、今、提案されましたが、ご意見ご質問等がありましたらお願いします。

加藤委員：横になっている表の見方ですが、24年度、25年度がありまして、一マス空けて26年度目標がありますが、25年度見込みを考慮した上の26年度目標に対する評価という捉え方でいいですか。

布施副参事：25年度とあと26年度に数値的なものは入らないのですが、新規事業などを実際行う予定のもあり、そのものについても26年度に行うということが入っておりますが、25年度の見込と26年度の新規事業を併せた形での目標に対する評価を記載しています。

加藤委員：ではその上で、2ページの11(1)②育児情報誌の発行、「まちづくり協議会の事業への移行」とあります。もう一つ、43(2)②小学生料理教室、「まちづくり協議会へ移行」とあります。私はまちづくり協議会をやってきていますが、移行を受けたというようなことは聞いていませんし、移行というのはどういう形になっているのでしょうか。

布施副参事：大変申し訳ありません。それぞれの事業が、現状及び目標欄に記載のとおり、もともと村上地区の一部の岩船分館、山辺里分館等で行っていた事業をそのまままちづくり協議会に移行したという形なものです。同じく43(2)②につきましても村上地区の岩船分館で行っていた事業をまちづくり協議会に移行したということです。当時、個別の細かい地区で行っていた事業ですので、そのまままちづくり協議会に移行しているという形になっています。ここに、何々地区まち

づくり協議会と記載すればよかったのですが。

加藤委員：その方が良いと思います。そうでないと他の地区から誤解を受けると思います。それからもう一つ、4ページ児童遊園等の整備とあります。皆さんからいただいた意見の中にも多数あるんですが、公園、遊ぶ場所等がない。この児童遊園地遊具等整備事業の「補助希望なし」ということですが、補助率などはどのようになっていますか。

布施副参事：現在、補助については、対象経費60万円を上限として、補助率は3分の1の1件20万円を補助金の上限としています。

加藤委員：希望するのは指定管理者ですか。

布施副参事：町内（集落）となっています。

加藤委員：残りの3分の2は集落が負担しなければならないということですね。そういうことで、みんなボロボロになっても何も替えていかないという悪循環になっているということなんですね。

委員長：加藤委員から個別の項目について、点検する形で質問がありましたが、他にございませんか。委員長からもう一つ確認させていただきます。これまでの後期計画に対する私たちの外部評価作業ですけれども、今回1回だけの機会に評価したということになるのでしょうか。今回は、このやり方で良いかということなのでしょうか。

木村課長：これについては、今初めて内容を点検評価しなければならないということを知ったという委員もいらっしゃるかと思うんですけれども、今回だけで決定するというのではなく、加藤委員からご質問があって、どういう部分を見なければならないのかということをお分かりになったかと思えます。今の時間の中で、これを全部見てチェックするというのは時間がありませんので、お持ち帰りになって、次回の会議の中で気になる点を洗い出していただいでご協議いただければと思います。

委員長：今回はこういうのが出て来ているので、これを次回に向けて検討しましょうということですね。我々の宿題として。加藤委員が言われたように児童遊園地の遊具のことなど確かに市民からの意見が非常に厳しく出ていましたので。それぞれの委員が関心やそれぞれのご専門の部分があると思います。今回、資料と頂きましたので次回これを点検評価の作業をしていきたいと思えます。

加藤委員：逆に、この行動計画にはないが、違った形で進めている事業もこの評価に載せますか。先ほど、子どもたちの料理教室とかいろんな地域の人たちとの関わりで小学校や中学校で食推の皆さんが教えてくださったりしているんです。そういうのもここに合致する内容が結構あったのですが、そういうものはここに入っていないから入れないのか。新たに入れるのか。

木村課長：今の食推の話ですが、どちらかという保健医療の食育計画の中で実施している事業ですので、この子育て支援事業の中ではないため、ここには載せない予定です。

遠藤委員：私たち委員の役割は何なのか、もう一回確認させていただきたいのですが。結局、国の法を受けて新たに計画する次世代育成支援行動計画と似たようなものを作成するために審議するの

が私たちの役割なんですか。すると、この後期計画の評価とアンケートの結果を反映して新たな27年度からの計画を作るために話合うのが私たちの役割ですよ。

斎藤課長：そのとおりです。

遠藤委員：分かりました。

委員長：今回、この外部評価で非常に多くの資料を見せていただきましたが、今回だけではとても検討することはできないのですが、次回に向けて、この委員の中には実際に子育て最中の保護者の代表の方もいらっしゃいますし、幼稚園の園長先生、小学校長もいらっしゃいます。また、市民活動の代表の方もいらっしゃいます。それぞれの観点からこれでいいかどうか外部の目でこれを点検して評価していただきたいと思います。

今井委員：この資料（次世代育成支援行動計画）は、全戸に配布され、村上市の皆さんが目にするものですか。

斎藤課長：この冊子については、全戸配布はしておりませんが、市報等では概要を掲載し周知をしています。

委員長：細野委員は何かございますか。

細野委員：大丈夫です。

委員長：それでは保護者の立場から外部の評価を検討してください。他にご質問ご意見がないようであれば、2つ目の議事については、今回はこれまでとしたいと思います。

委員長：次に、議事の3番目「教育・保育提供区域について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

斎藤課長：資料No4-1区域設定について、2ページ法律上の定義ですが、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援計画に義務づけられている記載事項といたしまして、区域の設定を行わなければならないとあります。計画を定めるに当たっては、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとなります。参考に国の基本指針に掲げている区域設定について掲載しております。

3ページ目、村上市の交通事情ですが、市内には4本の国道が縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差しています。日東道に関しては、開通時期は未定ですが、昨年朝日まほろばIC～あつみ温泉ICまでの事業化が決まっています。

4ページ目、村上市における既存の区域設定です。1旧市町村、2地区コミュニティー、3中学校区、4小学校区となります。

5ページ目、村上市の各種計画ですが、1総合計画は、各種個別計画において区域設定をしています。2都市マスタープランは、旧市町村の5地区に区分、3高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も、旧市町村の5地区に区分、4次世代育成支援行動計画は、特に区域設定はないが、大半の

事業で旧市町村の5地区別に目標設定を行っています。

6 ページ目、5つの行政ブロック別の保育園・学童保育所等の施設数について

5 行政区域を更に細分化すると施設のない区域が生じる。自家用車により区域を越えた通園者も多くいる。保育需要は、市街地を中心に多く集中しており、保護者の勤務地等により通勤途中の施設にも多くなる傾向があります。これらにより、地域の実情や利用者の動線、選択等を考慮した需給調整の判断基準となることを踏まえた区域設定が必要となります。

7 ページ目、これらを踏まえ、本市の子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の案として、旧市町村5地区を基本としたい。

理由の1としては、本市の各種事業や計画などに共通して多く用いられている最も一般的な区域単位であり、この各種計画と整合を図る必要があること。更に理由の2つ目として、この区域毎に定める必要利用定員総数が、今後の施設及び事業整備量の指標となり、利用者の選択肢は、居住区域周辺のみならず交通事情による動線等を十分考慮しながら各区域を分析していく必要があることなどから、旧市町村5地区を基本として計画を策定したいという提案であります。

資料No4-2は5地区の保育園の位置図、資料No4-3は学童保育所及び子育て支援センターの位置図となります。

委員長：先ほど、子ども・子育て支援事業計画のイメージを示していただきましたが、その中でも必須記載事項として教育・保育提供区域の設定があると。それについて、事務局の提案としては、旧市町村5地区を基本にして、今後進めていきたいということですが、これでいいかどうかという議論ですね。

加藤委員：6ページの数字は本日1月29日現在のものですね。

斎藤課長：はい、今日現在の数字です。

加藤委員：だから荒川地区の認可保育所もまだ4ということなんですね。

今井委員：区分けは、合併前のままでいいと思いますが、その次に例えば朝日地区だったら人数が少ないから一つにまとめようとか、そういう話になっていくのですか。

斎藤課長：それは施設整備という考え方になりますが、これとは別に切り離して考えていただきたい。

今井委員：はい。では、勤務先が村上地区だから村上地区の保育園に預けたいと言ってもだめなんですか。

斎藤課長：だめだということはなく、仕事の都合で他地区の保育園に預けるかどうかは、保護者の判断になると思います。

委員長：これは、必須記載事項ということで、今日の議論で結論を出すこととなりますか。

斎藤課長：そのようにさせていただきたいと思います。

加藤委員：意義ありません。

委員長：遠山委員、児童委員の立場としていかがですか。

遠山委員：事務局案に賛成です。

委員長：皆さん、事務局提案の旧市町村5地区を基本として教育・保育提供区域を設定することで異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長：それでは、事務局案に賛成ということで進めていくようにお願いします。

委員長：次に、議事の4番目「ニーズ調査の集計結果について」を議題といたします。市民の声の打ち込みは本当に事務局の労力は大変だったと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

山北齋藤課長：資料No5-1子ども・子育て支援に関するニーズ調査 集計結果(概要版)ですが、ただ今委員長から大変苦勞されたとお言葉をいただきましたが、これはプライムテック(株)に外部委託をしておりますのでよろしくをお願いします。

調査実施の概要及び意見集約について説明します。対象者は、就学前児童1,950人、小学生児童2,330人の合計4,280人、回収が3,250人で回収率は75.9%でした。村上地区が47.4%、荒川地区が18.1%、神林地区と朝日地区が14%程度、山北地区が6.6%、その他0.2%の回答でした。

プライムテック(株)友田：資料No5-1概要の説明

山北齋藤課長：概要版については、速報版のような形で生の数字をお示ししています。その他意見等について集計したものが資料No5-2、5-3となります。

ここにある意見は、3,250人のうちの100や200のごく一部の意見であるということを含め認識をしていただきたいと思います。また、ご意見の常として、制度そのものに満足している方には中には満足していると書いていただく場合もたまにはありますが、どちらかと言えば要望を訴えたいという方が多く反映されてきます。ですからすべて皆さんがそう思っているということでもないということも一応頭の隅に入れておいていただきたいと思います。

今回は、あくまでも速報値ということで、これらを分析してどのような意見がどのくらいあったのかということは後日とさせていただきます。

委員長：今回は速報値ということですが、今後子ども・子育て会議でいろんなことを決めていく上でも貴重なご意見、データとして使える情報だと思います。

細野委員：感想ですが、子育て支援センターのことがこのアンケートによって知ることができたという意見があり、市民に分かってもらえたということは評価すべきこととは思いますが、お母さん達市民の立場から言うと、まだ分かっていない、浸透していない。アンケート調査でもまだ少ない数字が出ているので、もう少し浸透していけばいいと思いました。

委員長：今日はこの速報をいただきまして、確認、質問、感想などがあればお願いします。

加藤委員：また公園の話に戻りますが、次世代育成支援行動計画の23ページでは、箇所数は沢山あるんです。児童公園が48箇所、農村公園34箇所、児童プール37箇所、都市公園16箇所と。これが公園として機能しているかどうかをきちっと調査していただきたい。結構遊具が古くて使え

ない。知らないうちに遊具が取り外されていて公園の機能が果たされていない。という意見が結構ありました。我々が子どもの頃は野山があるからいいじゃないかという感覚があったんですが、そうではなくて、小さい子どもたちがそれなりに簡単に遊べるような遊具は必要なのかなと、繰り返し単純な遊びができるようなものが。ですからその辺の実態を調査して頂いて、遊具の補助の部分も、どこからも補助金の申請がなければ予算を組んでも無駄なわけです。それならば補助率を上げて、毎年2箇所でも3箇所でも、確実に予算を付けたのなら使えるような、僅かな予算なので10倍にしてもいいくらいだと思いますが、そうもいかないでしょうから、その辺をきちんと皆さんに周知して、現状がこうだが、こういう要望があるからということ提起していった方がいいと思います。

委員長：公園については、もちろんこれは一部の意見ではあると思いますが、たくさんの厳しいご意見が寄せられました。

富樫委員：事業所内で託児所を運営している施設の富樫です。保育士の確保が難しいという意見がありました。私どもも夜の7時まで子どもを預かっていますが、保育士の人数にも限りがあり、夜遅い時間になると、人員の不足ということが出てきます。子どもが2人のときは、保育士も2人配置するよう指導があるため、正職員のみでの対応ということになると、経費の面で厳しいものがあるため、パートでの対応をするために求人を出しても夕方だけ何時間という方を確保することが非常に困難な状況です。この地域で保育士資格をお持ちの方で就労していない方は少ないのでしょうか。

渡邊係長：市としても保育士の確保が大きな課題となっていますが、資格を有している方で若い方などはいると思いますが、新発田や新潟の方に勤めた方が多いかと思います。また、年度途中で50代の方や資格を持っていても一回保育士をやってみたいという方がぽつぽつとは来て頂いてはおります。どれくらいの方が資格を持っているのかは掴んでおりません。転入してきた方で資格を持っているのでそれを活かしたいという方もいらっしゃって、市の臨時保育士として勤務していただいたケースもあります。

委員長：関連して私からも、新潟市内の保育者の養成校の教員でございますので。私が今つかんでいる限りで、この3年ほどで、村上地域から出身した学生でここにまた戻って就職された方は1人です。公務員試験を目指すために臨時職で勤める方は、今年で4人ほど把握していますが、そのうち1人は埼玉県で、あとの3人は新潟市内に就職しました。やはり若い世代は、臨時職というのは親御さんも歓迎しませんし、本人も正職員であってほしいと。なかなかその辺が難しい状況です。

木村課長：あらかじめ保育園が新たに開園しますが、その職員募集も行いました。職員数は39人必要ですが、正規職員の応募はそれなりに来ましたが、パート職員となると応募が必要とする人員に満たない状況です。仲先生がおっしゃったとおり、パートとなりますと人員を確保することはなかなか難しい状況です。

遠山委員：先ほど事務局からファミリー・サポート・センターの周知ができたのでよかったというお話でしたが、市当局の周知が一生懸命やってくれているのはわかりますが、まだまだ足りないと思います。4月から子育て用メールマガジンを始めると言っていますが、これは登録した人だけにしか情報が届きません。登録しない人には情報が行かないことになりますので、メールマガジン以外に皆さんに周知できる方法を考えていただきたい。

加藤委員：よく分からなくて、これを見て驚いたことがあります。産休を取ると未満児の子どもたちは一旦退園しなければならないというんです。それは事実ですか。

渡邊係長：産休ではなく育休ですね。育休を取っている方については、基本的に家庭保育は可能というふうに国でも示しておりますので、そう思っております。3歳以上に関しては、集団保育の必要性を考えて入園していただいておりますし、3歳未満児については基本的には家庭で見えていただいております。しかし、それぞれの家庭の状況がありますので、家庭と連絡を取り合いながら継続していただいたりしていますが、基本的には家庭保育をお願いしています。

加藤委員：育休が終わって、仕事に復帰するときにいざまたお願いしようと思っても年度途中だったりしてすんなり入れない場合がある。あるいは、就職活動をするのに、これはハローワークとの連携もうまくないと思うんですが、就労していなければ保育園では預かれないと。それでハローワークへ行くと保育園に入っていないなければ仕事の世話はできないと、たらい廻し状態だということが何人も書かれています。その辺は切実な問題なので、やはり働かなければやっていけないという意見も結構ありますので、皆さんがハローワークと連携すればうまく行きそうな部分だと思いますが。

渡邊係長：担当としても、とても悩んでいまして、確かにハローワークに行かれた方は保育園の希望がないとダメと言われてきたので是非という声は確かにあります。途中入園となるとどうしても枠が少なくなっており、職場復帰など要件の高い方を選ばなければならない状況です。しかし、求職中の方でもいろんなケースがあり、すぐにでも働かないと生活が困難な場合もありますし、空きが出たら入園したいという方もいらっしゃいます。緊急度ということではありますとそれぞれ違いがありまして希望する方の状況を良く伺うようにはしています。ただ、すぐにでも働かなければならない方は、非常に困って私どもも直接そういう声を伺っていますし、このアンケートの中にも載せられているので課題かなと思っております。

加藤委員：要するにキャパシティ（受け入れる能力）がないということですか。

渡邊係長：はい。年度途中になりますと、特に村上地区などは施設の保育室の面積にも限りがあります。とともに保育士の確保も年度途中は非常に厳しくなっております。ご要望にお応えできないというのが現実です。

加藤委員：もう一点、保育園の関係ですが平日に運動会、お遊戯会、発表会を開催し、親が参観できないという意見がありましたが、これは村上地区ですか。

渡邊係長：村上地区のほか朝日地区も実施しています。行事の見直しを保育園で行った結果、土日か

ら平日に変更したものです。理由としては、土日の行事となりますと臨時保育士が多いため平日に休暇を与えなければならなくなり、平日の保育運営に支障をきたすこととなり、また、親御さんの就労形態も土日仕事の方、自営などの方もいらっしゃる、交代勤務の方もいらっしゃる、必ずしも土日に休みの方ばかりではないということもあります。逆に平日でよかったという方もいますし、そうでない方もいらっしゃいます。

今井委員：村上市が子どもを増やしたいのであれば、お母さんには働かないで、産む時期に産んでもらって、働けない分は補助しますということであれば、お母さんも喜んで産むと思うんです。産んだ後は、保育園がしっかりサポートするので安心して産んでくださいという流れができていれば、私は今産む時期なんだ。働く時期なんだというふうにメリハリがついたり、逆に高校生の時点でどうせ保育士になっても正規の保育士にはなれず臨時なんだとなれば、保育士にはならないし他の正社員を希望すると思います。今どうこうではなく、村上市全体が子育てに本当に本気であれば、全体的なところが見えるような気がするのですが。

委員長：産んだ人の問題だけではないですよ。このまち全体の、ここで住みたいか、生きていきたいかそういうことですね。

今井委員：子どもがいると働けないから子どもを産まないという人もいます。

委員長：私も拝見して、これは大きな問題だということを実感しました。今、就学前の子どもの保護者に伺いましたが、小学校長としての立場から遠藤委員いかがですか。

遠藤委員：集計された意見をたくさん読ませていただきました。文章で書くのは自由ですし、一つ一つ大事な願いもあると思います。しかし、書かれたからといってそれを反映しなければならないかというところもいきませんので、先ほど事務局がおっしゃられたように、概ね何割達成しているのかという視点はまず大事だと思います。その上で、できること、できないこと。一人の人にとっては願いであるかもしれないことが、多くの方にとってはあまり関係のないことであることであったり、いろいろあります。親でも自分のすべきことを放棄してすべて行政に任せるケースもあります。それではだめだと思います。ここに出たものは願いですから私も分かりますが、これをどう反映していくかは非常に難しいことだと思います。そういう意味で、アンケートを取ることの難しさをこれを読ませていただいて感じました。

委員長：私も実感いたします。ともあれ、大変貴重なご意見をこれだけの方に書いていただいたということは、受け止める上でも重いんですけども、今後とも貴重なデータとしてこの会議に活かしていきたいと思います。

樋木委員：今ほど今井委員からお話がありましたが、今回の子ども・子育て新制度というのは、単に労働力の確保や母親の就労支援ではなく、理念と申しますか、本当の目指すところは、子どもたちの最善の利益を考えることにあると思うんです。もうちょっとそちらの方に重点を置いて会議を進めていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。福祉の理念は、子どもの最善の利益を考慮することとあります。確かに子育て支援が少々親のための保育になってはいないかということをおっしゃっているところではあります。

遠藤委員：今、おっしゃられたことはよく分かります。全国でも学力が高いのは秋田県や福井県です。秋田県がなぜ高いかということ、村上市でも力を入れている「早寝、早起き、朝ご飯、後片付け」とか、当たり前のことを家庭でも徹底している。当たり前のことを当たり前に行っている。学校でもやるべきことをやっている。共にやっているから連携しながら相乗効果で10年にも渡って高い学力を築き上げているんです。本当に先ほどの繰り返しになりますが、このような要望は分かります。それを受け入れなければならない行政の立場も分かりますが、「早寝、早起き、朝ご飯」というような標語的なことだけでなく、市は、親御さんにもっとこうやってほしい、具体的にやっているのかということも評価をして、自助、共助、公助ではないですが、お互いにすべきことを当たり前に行うようなそういう市民のいるまちにしてみたいと願っているところではあります。

委員長：今の話は、今後のキャッチフレーズにも結びつくような、この市の今後の子育てをどういう理念でやっていくのかということに結びついてくる話ではないかと思えます。

今回は、この集計結果については報告ということでは何か決めるということではありませんね。この集計結果は、今後も考えていきたいということで、興味深い問題を持っていると思えますが、継続的にまた今後も報告をお待ちしています。

以上で、議事をひとまず終了ということで。

富樫委員：先ほど保育士の確保が難しいと言ったところで、私の言葉が足りなくて誤解を受けてしまったようなのですが、正社員は正社員として保育士は確保できていますが、朝晩のほんの何時間か不足になる時間をカバーしていただけるような、年配の方でもいいんですが、有資格者を紹介していただければと思います。若い方は正社員を希望しているということはわかりますので、基本は正社員を軸に運営していますが、長時間預かるとなるとその間の何時間だけでも働きたいという年配の方もいらっしゃると思えますので、退職された方でも結構ですので情報をいただけたらと思います。

委員長：以上で議事を終了しまして、日程5その他に移ります。

5 その他

委員長：事務局から「認可外保育施設の利用状況調査について」の説明をお願いします。

渡邊係長：資料No6 この調査票は、今後、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、認可外保育施設を定期的に利用している子どもの人数や利用状況に関する調査及び把握に努めるようにと9月6日に内閣府・文部科学省・厚生労働省から通知があり、村上市にある調査対象2施設に調査を行ったものです。11月中の1週間の利用状況を記入したものです。

ゆりかご保育園は、0歳児から4歳児まで、17人の児童が利用していました。うち、新潟市に

住んでいる0歳児1人が、父親の職場が村上市にあるため利用しています。1週あたり、ほとんどが5～6日の利用であり、利用時間帯で最大が6時30分から20時までの利用です。

託児所マイマイは、1歳児から3歳児まで、7人の児童が利用していました。うち、新潟市に住んでいる3歳児1人が、里帰り出産のため利用しています。1週あたり、4～6日の利用であり、利用時間帯で最大が7時30分から18時までの利用です。

認可外保育施設は、現在届出制となっており、1日に保育する乳幼児が5人以上の施設は、県への届出が求められており、児童福祉法に基づく県の指導監督が行われます。

この認可外保育施設は、保育時間等利用者の希望に柔軟に対応しており、公立保育園との隙間を埋めてくれているものと思います。

また、設置者としては、経営が厳しいという状況があります。例えば、ゆりかご保育園の今年度4月1日の利用者は、6人で、夏以降から徐々に増加し、11月には17人となっています。月額3万円前後の利用料では、収入が安定せず、厳しい状況と言わざるを得ないと思います。

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育を市町村による認可事業である地域型保育事業として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

現在、子ども・子育て会議では、地域型保育事業の基準について検討されています。保育従事者の職員数・資格要件、給食、設備面積、耐火基準、連携施設等の内容についてです。また、市町村が認可するものとしていますが、認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例を策定する必要があります。国が定める基準については、施行後5年間の経過措置の取扱い等を含めて検討しています。

認可外保育施設の設置者には、新制度の説明を行い、新制度に移行するにあたり、利用定員6人以上19人以下の小規模保育園としての運営を投げかけております。施設型給付となれば、運営としてはとても助かるという思いと認可基準を満たすには、どのようなことが必要となるのかなど不安な思いも感じられているようです。

村上市の子ども・子育て支援事業計画の策定には、学校教育・保育の提供体制の確保の内容を設定する際、地域型保育事業は重要な部分であります。先ほど説明いたしました認可外保育施設同様、事業所内保育事業についても検討が必要となってきます。

事業所内保育施設は、従業員の子どもの受入れに加えて、地域住民のこどもの受入れを利用定員の比率でどの程度設定することが適当か国の子ども・子育て会議で検討しています。

地域型保育事業についても、不確定な部分が多く見通しが見えない状況ではありますが、市が事業者へ情報提供を行いながら、連絡調整を行って参りたいと思います。

委員長：今度の新しい国の子育て支援は、今まで実施されていなかった認可外の施設も支援をしているということが謳われておられて、先ずその情報として施設の利用状況についてご報告をいただきましたが、質問等はございませんか。

特にご質問がないようでしたら、以上で「認可外保育施設の利用状況調査について」を終了いた

します。

これ以降の進行は、事務局にお願いいたします。

6 次回の委員会日程

斎藤課長：大変お疲れさまでした。日程6の次回の会議の日程については、3月に今年度最後の第4回目を開催する予定にしています。先ほどの議論の中で、次回に回すというものもございましたが、その点の含め、ニーズ調査等も含めながらご提案を申し上げ、委員の皆さんからご審議をしていただきたいと思います。日程の詳細については、後日ご案内をいたしますのでよろしくお願いいたします。

7 閉会

斎藤課長：長時間に渡り委員の皆様、大変ご苦勞さまでした。貴重なご意見をいただきまして感謝を申し上げたいと思っております。次回も皆様方からのご出席をお願いを申しあげまして閉会の挨拶とさせていただきます。

午後5時09分 終了